取締役会評価に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会全体の実行性についての分析・評価(以下「取締役会評価」という。)の実施について必要な事項について定める。本規程による取締役会評価の結果に基づき、取締役会の機能の向上を図るものとする。

なお、取締役会評価は、個々の取締役の報酬決定や個々の取締役の再任の適否を直接の目的とするものでないことに留意する必要がある。

(取締役会評価の実施主体)

- 第2条 取締役会評価は、独立社外取締役で構成される独立社外取締役会が主体となって 行うものとする。
 - 2. 独立社外取締役会は、取締役会評価に関して以下の事項を行う。
 - ①取締役会評価に関するスケジュールの策定
 - ②質問票の作成及び取締役への配布並びに記入済みの質問票の回収
 - ③独立社外取締役を除く取締役へのインタビューの実施
 - ④取締役会評価の報告書の作成
 - ⑤取締役会における取締役会評価の報告
 - 3. 独立社外取締役会が取締役会評価を行うにあたっては、事務局である総務部がこれ を補助するものとする。なお、総務部は、総務部担当の社内取締役に、質問票の回答 の内容やインタビューの結果を知られることがないように配慮するものとする。

(質問票)

- 第3条 独立社外取締役会は、質問票を各取締役に配布する。
 - 2. 各取締役は、独立社外取締役会が定める日までに、質問票に回答を記載し、独立社外取締役会の事務局である総務部に提出する。
 - 3. 独立社外取締役会は、独立社外取締役以外の各取締役が回答を記載した質問票を分析する。

(インタビューの実施)

第4条 独立社外取締役会は、質問票の分析の結果を基に、各取締役に対してインタビューを実施する。

(取締役会評価の取り纏め)

第5条 独立社外取締役会は、各取締役の質問票の回答及びインタビューの結果を集計・ 分析し、取締役会評価の報告書を作成する。

(取締役会への報告)

- 第6条 筆頭独立社外取締役は、取締役会評価の結果に関する報告書の内容について、当 事業年度中の取締役会において報告する。
 - 2. 取締役会は、前項の報告に基づき、取締役会全体の実効性についての結論を決定し、 次事業年度の目標 (アクション・プラン) を設定する。
 - 3. 取締役会は、前事業年度に目標(アクション・プラン)を設定した場合には、それが達成できたと評価できるか否かについても取締役会で議論をする。

(取締役会評価の結果の概要の公表)

第7条 取締役会は、前条による取締役会評価の結果の概要を速やかに公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、取締役会が行う。

附則

1. この規程は、平成○年○月○日より実施する。